鳥取縣公報, 火金, 曜日發行(株日二當ル)

災害救助法施行規則(以下規則という)第一條

一、受領する都道府縣名

の公用令害は様式第一號による。

第二條 その後の處置に關し指揮を請われなければならない。 實施は着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し て知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、救助の

第一條 を知事に報告しなければならない。但し事態が急迫し める災害が發生したときは、市町村長は直ちにその旨 災害救助法(以下法という) の救助を必要と認

災害救助法施行細則

鳥取縣知事

西

E

愛

治。

災害救助法施行細則を次のように定める。 **今鳥取縣規則第二號** 昭和二十三年一月二十七日 則

規

昭和二十三年 **T** 百 月二十七日 -ti 號 臞

H

規則第一條の公用變更令書又は公用取消令書を交付し 叉は抹消するものとする。 たときは、張制物件臺幔に事由を詳記してこれを訂正 强制物件 嚢慢にこれを登録するものとする。 前項の公用令書を交付したときは、 當該吏員は規則第二條の規定により物資の引渡 様式第二號による

者又は占有者が各通に記名し印を押さなければならな 二通作成のうえ當該東員及びその作成に立會つた所有 但しやむを得ない場合においてはこの限りでない。 占有者という。を立身わせなければならない。 所有者又は權限に基いてその物資を占有する者(以下 しを受け 前像の受領調書には左の事項を記載し、 受領調響を作成する場合に於ては其物資の これを

第 千 入 百 昭和二十三年 七十七號

(第三種郵便物認可)

種類及び數量

00713

受領しだ年月日

受領した場所

五; 受領調書を作成した平月日

その他必要と認める事項

第五條 入檢査について携帶しなければならない證票は檢式第 法第二十七條第四項の規定により當該吏員が立

三號による。 海四號による。 規則第四條の公注令書及び公用取消令書は様式

助從事者臺帳にこれを登録するものとする。 前項の公用令書を交付したときは様式第五號による救 規則第四條の公用取消令書を交付したときは、 救劫從

事者臺帳に事由を詳記してとれを採消するものとする。 公用令書、 公用變更令書叉は公用取消令書の交

年月日を記入し印を押して直ちにこれを返さなければ 付を受けた者は、 その令害に添付した受領證に受領の

> 第八條 交付しなければならない。。但しその暇がないときは、 に協力させる者に對しては、 法第二十五條の規定によつて封助に闘する業務 様式第六號の公用令書を

者益帳にとれを登録するものとする 公用令書を交付したときは様式第七號による救助協力 との限りでない。

第九條 数を添付しなければならない 規則第四條第二項の規定による届書には左の書

おいては醫師の診斷書 負傷、 疾病により從事することができない場合に

ができない場合におい 天災その他 さけられない事故により從事すること ては、 市町村長、 警察官吏、

による。 その他意営な官公吏の證明書 規則第六條の扶助金支給申請書は 樣式第八號

救助で闘する業務に協力した者で第十條第一項但 けた言の居住地の市町村長又は警察署長の證明書を添 により公用令書の交付を受けない者は。協力命令 を受

保管の場所 保管の期間 2、保管すべき物資の所在、 發用令書 右について左のとおり保管を命する 樣式第一號 この規則は昭和二十二年十月三十日からこれを適用する。 第十一條 容を詳細に知事に報告しなければならない。 長は委任を受けた職權を行使するときは直ちにその しなければならない。 保管すべき物資の種類 住所 附 第 法第三十金の規定により委託を受けた市町村 (所在地) 至自 號 (法人その他関体に 公 場所 數量 用 月月 0 \lor 日日 てはその名稱) H 間 內 **發付番號** 樣式第二號 鳥取縣知事殿 右 所有者住所 收用管理使用の場合は右に準じて定めること 公用令書 受 住所 (所在地) 3 切 領 第 月 月 月 (法人其の他の團体につい B た。 : 取 號 號 鳥取縣知事 日 Ħ 强制物件臺帳 氏 姕 線 領 氏 氏 舒 てはその名稱) 名 名 **P*** 名 m

農取縣公報

第一 八百七十七號

昭和二十三年一月二十七日

Ξ

第三種郵便物認可)

00716

0

從事すべき救助業務 及場で 場所 日頭すべき日時 從事すべき期間 從事すべき場所 右の者左のとおり従事を命ずる 杉云第四號 島取縣公報 0 年 居住又は就業の場所 月取...... 職 鳥取縣知事 號 號 第千八百七十七號 H 至自 受 公 年年 用 氏 氏 年 令 證 月月 書 月 名 昭和二十三年一月二十七日 P 日日 日生 名 右の者その從事命令を取消す 樣式第四號 (二) 右 鳥取縣知事 法人其の他の團体の場合は有に準じて定めること。 受 公用令書 領 居住又は就業の場所 (第三種郵便物配可) 氏 月 居住又は就業の場所 日號 た 日午後前 名 職 公用取消令書 業 時 五 氏 名 名 生 FØ

-	44.		欄價	補	失力	Ę ·		0	0	場保	期保管	の保所管	の保種管			
And a second control of the second se	政用管理使用		-			區分金		0 0	0	場管を命じた	を命じた	在、場所	類、数量でき物資	Z.	占有者住所	島取縣公審
ST. Jaka karagin content for the state of th	牧用管理使用の場合は右に準じで定めること。		1			額損失補償		, ,) e - 1	The second secon		The state of the s		法人その他の		第千八三七十七
Andrew County and The County and	じて定める	•	ৰ্	•	年月日	年 月 日		•						圏体について	氏	七公
- Angele - en regi Talenthio a - I.A. en region d'anno a de la region	ں ہی		To be designed in the second s			備考	2							法人その他の 圏体についてはその名稱)	,名	昭和二十三年一月二十七日
	*****							The state of the s		淵厚	8/全级	\$>\F	\$		樣式第三號	月二十七日
	船 数		十七半半半			É	Ĥ			化によい 発ニ				(面		(第三種郵便物配可)
	r:v		公衛四日	↓		埃	B .			1				(表		物配可)
	松布		T #	\bigcirc (F	-			*		pg .
		Ē		6		J	Į.,	, ,				ŝ		.I		

00718 は死亡した日時産場所でした者の住所氏名の住所氏名 扶助金支 樣式第八號 定めること。 様式第六號及び第七號は様式第四號及び第五號に準じて 法人その他の團体の場合は右に準じて定めること。 災害救助法による障害扶助金支給申請書 鳥取縣公報 給 6 欄 彩 種扶助金の 氏 第千八百七十七號 名 の續柄三年月日 金額 年**支** 月 日 治 一八業 昭和二十三年一月二十七日 傭 觽 考 考 公用 備考 災害救助法第二十九條の規定による扶助金を支給された 鳥取縣知事 く別紙診斷書を添えて申請する。 **令** 嘗 牟 親族の狀况は遺族及び葬祭扶助金請求の場合記載 すること。 (第三種郵便被認可) 氏 月 番 住 氏 名 H 名 殿 氏 所 の續納生年月日職業 -ta 名 印 情 考

鳥取縣公報 第千八百七十七號 昭和二十三年一月二十七日	二十七日 (第三種郵便物配可) 六
鳥取縣知事 氏 名 回	樣式第五號
從事取消令書の交付を受けた者はこの令書に添付してあ從事取消令書の交付を受けた者の心得	村平月日午月日 從事令曹發 、 一一一一一一一一一一次 一一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次
ルン気質年月日とその	店住又
もにこれを返さなければなりません。	職業氏
	年
從事 取消令 ,	従事すべき救助業務
行 以自入	從事すべき場所
10 受質 こと。	從事すべき期間
手句目	出頭すべき場所
号生では沈美の場所	出頭でべき日時
· 氏 参加基	備
į.	り叉は死亡した。時代の人が一時には、一時には、一時には、一時には、一時には、一時には、一時には、一時には、
法人共の他の團体の場合は右に準じて定めること。	はたでした場と
第一族の公用變更令書及び公用取消令書の様式も右に	名、場合では 原田 の 原田
単じて定めること。	度がひき、一般の特別を持て、機能の特別を持て、機能の特別を持て、機能の特別を持て、機能の特別を持て、機能の特別を持ていません。

鳥取縣公報

告

示

を次のように指定する。 掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日 より八頭郡八上村農地委員會委員の候補者につき覺書に昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定に ◇鳥取縣告示第二十二號

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西 尾

愛

治

同 年一月三十一日まで昭和二十三年一月二十八日より

◇鳥取縣告示第二十三號

險醫を次のように指定した。 健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事

踁

尾

愛

治

診療所々在地 保險醫氏名 指定年月日

昭和二十三年一月二十七日發行 略和二十三年一月二十七日印刷

8:500°

性房科科

松岡醫院 鳥取市行徳九ノニ 松岡新平

昭和廿三年

診療科名

の 名 稱 所

陽 取 公 報

(第三種郵便物配可)

******* 4

刷 行 鳥 鳥 形 を取者 解 島平島取 市東

麃 取 東 縣町 Đ

駲 縣

新

(第三種郵便物認可

◇鳥取縣告示第二十四號

醫師たる保險醫を次の通り指定した。 健康保険法國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西 治

診療科名 診療所々在地 保險際氏名 石原正邦一月二十七日保險醫氏名 指定年月日

齒科 鳥取縣西伯郡淀江町六六